

新旧対照表

提案基準 28 高速道路等のインターチェンジ周辺における工場

新	旧
<p>市街化調整区域に神奈川県企業誘致施策「セレクト神奈川NEXT」(以下「セレクト神奈川NEXT」という。)、又はまち・ひと・しごと創生法第10条の規定に基づく「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「市町村総合戦略」という。)に基づく工場を建築する場合の提案基準は、申請の内容が次の各項に該当するものとする。</p>	<p>市街化調整区域に神奈川県企業誘致施策「セレクト神奈川NEXT」(以下「セレクト神奈川NEXT」という。)、又はまち・ひと・しごと創生法第10条の規定に基づく「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「市町村総合戦略」という。)に基づく工場を建築する場合の提案基準は、申請の内容が次の各項に該当するものとする。</p>
<p style="text-align: center;">基準の内容</p>	<p style="text-align: center;">基準の内容</p>
<p>1 対象とする工場は、次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 「セレクト神奈川NEXT」に掲げる産業分野に合致し、「神奈川県企業立地支援事業(セレクト神奈川NEXT)認定要綱」に基づく認定を受けることができるものであること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～7 (略)</p>	<p>1 対象とする工場は、次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 「セレクト神奈川NEXT」に掲げる産業分野 <u>(ただし、地域振興型産業は除く。)</u> に合致し、「神奈川県企業立地支援事業(セレクト神奈川NEXT)認定要綱」に基づく認定を受けることができるものであること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～7 (略)</p>
<p>審査上の留意点</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 削除</u></p>	<p>審査上の留意点</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>基準1において、「セレクト神奈川NEXT」に掲げる産業分野(ただし、地域振興型産業は除く。)に合致し、「神奈川県企業立地支援事業(セレクト神奈川NEXT)認定要綱」に基づく認定を受けることができるもの</u>とは、従前の「セレクト神奈川100」の産業分野に合致し「神奈川県企業立地支援事業認定要綱」に基づく認定を受けることができるものを<u>含む。</u></p>